

「平成の農地解放」・・・

近年、農家の高齢化や後継者不足などから耕作されずに荒れ地と化す「耕作放棄地」が急増。国には放棄地急増に歯止めをかけるために2005年9月から新しい法律を施行。

耕作放棄地とは・・・以前、耕地であり、1年以上作付けされず、持ち主が数年の間に再度耕作する意思の無い土地を指す。荒れた農地を元に戻すには、新たに農地を作るのと同じくらいのお金と時間、労力がかかるとされる。減る耕作面積、急増する耕作放棄地

「2005年農林業センサス」(5年毎に行う農業版国勢調査)などによると、耕作面積は年々減少。

耕作放棄地は逆に急増している。耕作面積は1985年の538万haから2005年は469万ha。

一方は、耕作放棄地1985年は13万haから2005年は38万ha(東京都の面積の1.7倍)

と、20年間で3倍近くになった。

耕作放棄地が急増している最大の理由は

高齢化・労働力不足(88%) 農作物の価格低迷(43.4%) 農地の受け手がいない(26.5%)
従事者(主として農業に従事している者)は220万人だが、そのうち、65歳以上が119万(54%)を占める。農水省の試算では、2015年の同従事者は146万人で、65歳以上は90万で62%と上昇する。

放棄地の割合・・・機械化が容易で大区画水田など土地改良しやすい平地は、4.6%

傾斜地が多く、農作業の機械化が難しい山間地は、12.4%

周辺の間接地は、10.7%

都市部では10.3%

日本の農地の8.1%が耕作放棄地(2000年農林業センサスによる)

新しい法律ではどう変わる? 「改正農業経営基盤強化促進法」・「改正特定農地貸付法」

構造改革特区に限っていた一般の株式会社などへの農地の化し付けを全国に拡大。つまり、株式会社などが農業をしやすい環境となる。また、農家が株式会社などの間に市町村などが入り「農地版定期借地権」を追加、貸しやすい体制となる。「農地を貸しても帰ってくる」ことを担保にする事で農家(土地所有者)の心理的な不安を解消。

市町村が耕作地の解消に向けた基本構想を作成し、農地の公益性を強く打ち出す。

「農地は耕作するためのもの」という大原則を確認し、放棄状態の農地所有者に対して、農業委員会が農地利用について指導する。

耕作放棄地の所有者に対し農地利用の計画を作る通知が出る。

応じない場合、市町村や特定農業法人との買入れ協議などに応じるように通知が出る

協議に応じない場合、都道府県知事が調停や裁定に乗り出し、農地を強制的に貸出す事ができるようになった。

耕作放棄地が病害虫の発生場所などになり、緊急を有する場合、市町村長が草取りなどの改善措置命令を出す。

都市住民の農地利用のニーズに応え、市町村側と話し合いのうえ、誰でも市民農園を開設して、小面積(10a未満)の農地を借りる事が出来る。この結果、点在する耕作放棄地を減らし、画的にまとまった農地を増やす。経営規模や農村の活性化をつなげて行く。

(2005年農林業センサスによる)

日本には新たに農地にできる土地は、ほとんど残っていない。今の農地をいかに守って行くかが日本農業の将来を決めると言われている。農地を単に農家の物だけでなく、都会の消費者にとっても毎日の食生活を支える重要な共通財産を守る必要があると言えます。農地を回復するには何十年もかかり、後継者なき引退は農地の死を意味します。農家の高齢者問題、荒れた農地、農協の採算性など様々な問題が取り沙汰されている中、自由貿易協定(FTA)による輸入農産物が国内市場を席巻し、日本から農作業の風景が消えてしまうのか・・・

RIでは、農sの構築より農産物の付加価値流通にチャレンジしていきます。それは、若者が農業に夢を持ち、農業をやってみたいと思えるような農業社会の発展につながればと考えます。将来、若者をインターとして紹介をし「農村回帰」のお手伝ができればと考えています。